

議案第64号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月20日

提出者 目黒区長 青木英二

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の  
一部を次のように改正する。

第26条の3第1項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第2項中「  
行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、  
同条第3項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第25号）  
の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政  
不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を  
「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、  
同条第5項第2号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3  
5号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第2項中「行政  
不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政  
不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条

第3項第1号中「禁ニ」を「禁錮」に改める。

(目黒区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部改正)

第4条 目黒区保健福祉サービス苦情調整委員条例（平成14年3月目黒区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」  
を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

#### 付 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(説明) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

## 資料

## 1 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

第1条による改正案	現行条例
<p>第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) （現行に同じ。）</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに</p>	<p>第26条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁<u>ニ</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに</p>

至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (現行に同じ。)

4~6 (現行に同じ。)

至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁ニ以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (省略)

4~6 (省略)

## 2 職員の退職手当に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正点)

第2条による改正案	現行条例
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁ニ</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131</p>

号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。) をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (現行に同じ。)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由とな

号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。) をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (省略)

2・3 (省略)

4 前3項の規定による一般の退職手当等の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (省略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由とな

った起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第2項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (現行に同じ。)

6～11 (現行に同じ。)

った起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第2項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (省略)

6～11 (省略)

### 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表

（\_\_\_\_\_は、改正点）

第3条による改正案	現行条例
<p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>	<p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>

(2) (現行に同じ。)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (現行に同じ。)

4～6 (現行に同じ。)

(2) (省略)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (省略)

4～6 (省略)

第4条による改正案	現行条例
(申立ての範囲)	(申立ての範囲)
第8条 (現行に同じ。)	第8条 (省略)
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については申立てをすること ができない。 (1) (現行に同じ。) (2) <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u> その他の法令の規定によ り不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあつた 事項 (3)・(4) (現行に同じ。)	2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については申立てをすること ができない。 (1) (省略) (2) <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u> その他の法令の規定に より不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあつ た事項 (3)・(4) (省略)